

---

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第6、議案第81号 令和元年度松崎町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第81号 令和元年度松崎町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明いたします。

（総務課長 山本稲一君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

（午前 10時55分）

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

---

○議長（藤井 要君） これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（鈴木茂孝君） 依田邸の修繕費の500万円について質問いたします。昨日も同じような質問をしたんですけども、このように早めに早く、補正で出来るのであれば、この前、再設計してやったのではなく、ここでもう1回計上して、予定通りの修繕をするということも考えられたと思いますけれど、そのようにしなかった理由を教えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然、始めから分かればですね、当初の工事費に入れることは、当然なんですけれども、やはり分からない部分もあるわけですのでございます。今回の500万円というのは、先ほど説明いたしましたけれども、本年度ボイラー点検を行っておりまして、ほぼ出ましたけれど、一部修繕対応、そういったものが必要であるということが1点と、今後改修工事で、施工していく段階で、先ほど総務課長が言いましたけれども、壁をめくったらかなり老朽化していたとか、そういったことも、不測の事態ですね、そういったことも予測されますので、そういったことを含めて、今回、500万円ということで予算措置を

させていただきました。

- 2番（鈴木茂孝君） 私の質問にきちんと答えてもらいたいと思うんですけど、早くこの金額が付くのであれば、なぜ、その前に再設計をしてしまって、やったのかということにお答えいただきたいです。
- 企画観光課長（高橋良延君） これはですね、今後、どうなるか分かりませんという話ですね。いわゆる、施工の段階で何が出てくるか分からないと、変更要因が何が出てくるか分からない、そういったものもある。それと、今、入札差金のところが非常に、もう、かなり少ない中で、今後出てきたらそのところはもう出来なくなるというようなことになるわけですので、ここは、この12月の段階ですけれど、今後のそういった事態を見込んで、500万円の要求をしたところでございます。
- 2番（鈴木茂孝君） もう一度、趣旨をお話しますけれど、再設計をして再入札をしたわけですけれど、本来やりたかった工事とは若干変えて工事をするということで、再入札をして、落札をしたということでございますけれども、そうではなくて、このような早い段階で補正が出せるのであれば、もう少し金額を追加、補正を例えば2千万ほど・・・大体7千万で業者さんが入れているような形を見ましたけれども、そうであれば、2千万くらいここで補正を更に追加しまして、そして、本来やりたかったような修繕をするという方法もあったと思いますが、その再設計をしたという理由を教えてくださいということです。
- 企画観光課長（高橋良延君） こちらは、当然、当初の予算があって、それをもとに我々の方が工事を進めるわけでございますので、そのところは、入札のところで、1回目不落となりました。ただ、そのところは、価格が折り合わなかったということで、大きな枠組みの設計変更というのはしておりません。要は、温泉施設をそのまま、あるものを活かすという形ですので、その予算の中で、落札ができるような形で材料の変更だとか、配線ルートの変更だとか、そういったところを見直して、今回、再入札に当たったということでございます。
- 2番（鈴木茂孝君） 当初の設計はやはり、これが良いということで設計をしたと思うんですけども、そこを材料の質を若干落としてということで、やるということで、やはり見たいですね・・・昨日ですか渡辺議員がおっしゃられたように、やはり見たいが良いものを作った方が、後々良いですよというような話もありましたので、その辺を・・・どうしてその質を落とす方向に行ってしまったのかということをお聞きしたいです。

○企画観光課長（高橋良延君） 材料を変更したからといって、見栄えが悪くなるとか、質を落とすとかということはありません。そういったことではないということをご理解下さい。あくまでも、今のところの依田邸のところ、その大きな枠組みのところは活かしながらということですので、汚れているところは当然きれいにするし、不具合なところは直しながらという、当初のこういった基本方針は変わりません。

○町長（長嶋精一君） 鈴木議員はそのことにずいぶんこだわってられるみたいだけれども、ちょっと言っていることが解らないですけれどね、改装というのは何が出てくるかわからないんですよ、あれだけの古い建物で。それとね、当初の入札の時に7千万とおっしゃいましたけれども、それから第2回目の時は5,900万まで落ちたんですよ5,900万まで、それは知っていますか。それと業者も努力をしたわけです。それで私の方としてはですね、私の方の考えとしては、豪華絢爛なものはいらないと、当初の・・・元町長の依田敬一さんのそのありのままを残してくれというような依頼をしてあったんです。だから、あまり華美なものはやらないというところに落ち着いたんです、わかりますか、それは。だからそういう、その・・・笑ってますけれどね、私も真剣ですよ。あの・・・華美なものはやらないと、だから材料をある程度落としてもらう、そういうことは当然やってもらいたいと思います。それで、こういう形になった訳です。

○2番（鈴木茂孝君） そのような今のお話ですと、一番最初の予定のものですと、華美だったというふうな認識になっちゃいますけれど、それでよろしいでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 1回目にですね、入札が不調になったというのは、私どもの方、設計技術があるわけじゃないですから委託をして、資格を持った設計士さんが設計書を書きました。その内容っていうか、設計者の意図がですね、まあ入札の対象・・・土建屋さんの方にこういう形で・・・設計士はこういう形で設計したんだけど、その内容っていうのが、施工する方との意志が合わなかった、金額的に合わなかったわけです。

今の鈴木議員の話からいっちゃいますと、一回・・・例えば5千万円の予定をやって、入札をやったら6千万円の業者さんの札が来ましたと、そしたらそれに合わせてですね、町の方が補正するなんてことになっちゃうと、いってみれば業者さんのいいなりの形になっちゃうじゃないですか。そこは、うちの方は、\*\*の中の設計をもう一回設計者に見直してもらうですとか、面積を入り口の部分を少し変えとか、そういう工夫をして設計をし直したわけです。本来ならば、このままで良いんですけど、先ほどお話したように、やって見ると中

の壁が痛んでいたとか、基礎の部分が悪かったとか、やってみるともう少しこういうふうにしたくなってることが必ず工事の中に出てくるわけですから、そこで500万円安全っていいですか、やったもので、今の時点でまたやりませんと、起債で手配をしている関係でですね、どうしても金額についてはこのタイミングが最終的なものですので、今回計上させていただいたものでございます。

- 2番（鈴木茂孝君） 業者さんのいいなりにならないためにということで、おっしゃいましたけれど、業者さんのいいなりにならないために入札というものがあるものでして、そのために、わざわざ入札をするわけじゃないですか。そこは、ちょっと違うかなと思いますけれども。私の言いたいことはですね、過疎債で、ある程度の補助金で、国から県から補助金いただけるわけです。その中で、もう少し出せば予定通りものが行くのかなということが私の本意・・町民のために良いものを作りましょうということであれば、せっかく過疎債が使えるのであれば、そこを使った方が利益が出るんじゃないかと町民にとって、というようなお話しです。

次にまいります。ボイラーですけど、これは点検をしていて、後もう少しここが悪いなあってところで、この500万の中の残った金額ですか、それを当てて修繕しようということですか。

- 企画観光課長（高橋良延君） 先ほど言いました。本年度ボイラー点検を行っておりますので、一部配管の不良箇所などが出てきておりますので、そういったところ含めまして、一部修繕を考えていくということで考えています。

- 2番（鈴木茂孝君） 今後ですね、例えば今、500万円出しましたけれども、この後の追加っていうのは考えていらっしゃるかどうか伺いたいですけれども。

- 企画観光課長（高橋良延君） これは何度もお答えしておりますけれど、既存の温泉施設を極力そのまま活かすということを基本方針としておりますので、建築工事においては、今後、大きな変更は出てこないだろうということでは考えております。今後やっていく中でも、施工途中でやはり、どういったことが出てくるかわかりません。大きな、本当に支障が出てくることもある可能性もありますけれども、そういったときには、議会の皆様には、その時点では相談させていただきたい。ただ、今の時点では、大きな変更はないだろうということで考えています。

- 1番（田中道源君） 先ほどの説明の中で、今回、ボイラーがですね、改修をしていく中で

老朽化しているということがわかったから、追加の補正予算だということなんですけれども、このボイラーの件、そして今の配管の件と、それら含めたうえでの実施設計というのを行うわけではないのでしょうか。もともと実施設計を行うに当たってボイラーの件だとか、ここは直さなきゃいけないよねっていうのを踏まえて実施設計というのは組まれているものではないのでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 基本的にはボイラーもですね、そのまま使える・・・要は清掃したりとか、そういった形で使うということで我々の方は考えておまして、ただ、それを使うにあたっては詳細な点検は必要であろうということで、当初の予算で盛りまして、詳細にちょっと点検していただいたと。その中の一部に、やはりちょっと配管のところに不具合があるもので、老朽化しているということで、そこのところを取り替えると、一部取り替えるということでございます。当初のところでは、そこのボイラーのところについては、清掃くらいのところで、十分利用できるだろうというようなことで考えておりました。

○1番（田中道源君） 実施設計というものに当たってですね、コンサルタントであったり、プロの業者さんに頼んで、出してきているものだと思います。そして、そのプロの目から見て、このくらいの予算でやるよっていうのを基に、この議会で予算を承認して、こういうものがこの予算できるのであれば、良いだろということで通してきていると思います。それがですね、後になってから、これが足りませんでした、これがちゃんと見れていなかったっていうのは、実施設計のあり方としてちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 依田邸についても、設備を全て新しく取り替えてどうのということではなくて、使えるものは使っていくということで考えていたわけですので、そのところにやはり詳細な点検、そこのところをしたうえで今回、その配管のところに一部取り替えが必要だろうというようなことでやったわけです。あくまでも、全部を全てを更新して、そこを実施設計に載せてということでの考えはいたしておりません。

○1番（田中道源君） 再三、鈴木議員からもあるように、一度、臨時議会で通った、すぐですね、こうして補正予算が上がってくるという、これの短いスパンでですね、最初から予定されていたんじゃないかというふうにもとれなくはございませんし、この改修をするからこそ、わからない部分があるという話しでいきますと、ちょっと違う話になりますが、今度、診療所の件や道の駅の売店の方も改修をするというふうな話になっております。

その中で、予算がこれだけだっというふうに出てきているのに、後から後から、またここが追加です、ここが出来ていませんでしたということがあるんじゃないかということ、容易に想像できるんですけども、その点につきまして、実施設計っていうものは、これだけかかるからこれで通させて下さいよっていうものだと思うんですけど、この早いタイミングです、次の補正予算が上がってくるというのは、やはりちょっと違和感を感じるんですけど、いかがでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） わからない部分を始めから実施設計に載せて事業費を膨らませるといことは、そこはいかがなものかなということだと思います。ですから、ちゃんとしっかりこういうことでやりますよという、こういう工事内容でやりますよということで実施設計は載せるべきということで考えています。ただ今回は、今後の施工段階のところではやはり改修という工事でございますので、そういった変更の何か不確定要素・・そういったものがあります。そういったことに対応するための予算ということでございますので、これを当初から載せていく云々ということ、そこはできません。

○1番（田中道源君） それではですね、今回の実施設計する前の調査というものを、どれほどしたのか聞かせていただきたいなというのと、本当だったら、その調査がすんでから実施設計ってものを行うべきなんじゃないでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 我々、設計委託を出しましたけれども、設計業者においても電気工事とかあるいは水道、水回り、温泉とか、そういったところの業者と当然打合せしながらやっているとございまして。それで、極力その今の設備については、全部更新云々ということじゃなくて、使えるものは使えるという中でやってきているということでございますので、当然、電気業者とか水道業者含めていろんなそういったところとの調整はしております。

○1番（田中道源君） ただ今、業者さんとの調整の中で出てきたのが、実施設計だとおっしゃいました。であればこそ、なんで今更ボイラーの改修が必要だという話になるのかが、すごく違和感を感じるんですけど、いかがでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） ボイラーの詳細な点検は、今年度予算で議会の承認を得て、今進めているところございまして、その前というのは、そういった詳細調査、特に予算も無かったですけれど、今後運営していくにあたって、その詳細な調査、これはやはり必要であろうということで、ボイラーの点検は今年度予算で取って、それで点検をしてきて、一

部こういった修繕の対応ということになっていました。

○1番（田中道源君） そのボイラーであったり、今わかっているのはボイラーと水道管の件をおっしゃっておりますけれども、今後、更にまだ、こういうのが見つかりましたっていうのが出てきた場合は、やはり、また追加で補正を組むということになると思います。こうなりますと、どんどんどんどん、最初の5千万円って思っていたものが膨らんでいってですね、最終的にはいくらになるかわかりませんが、もう既に始まってしまっているから、後戻りできませんっていう中で流されてしまうというのが、すごく危惧するところがございます。であるならば、一番最初にですね、修復しなければいけないところっていうのをちゃんと洗い出したうえで、実施設計の中でこれが上限ですと、それ以上はかからないよっていうのを決めたうえで予算っていうのは通してくると思うんですけども、それでこの前の臨時会で通ったはずなのに、まだ1ヶ月も経たない中で500万円の補正をお願いしてくる。これやっぱりおかしいと思うんですけど、これから先、この進め方っていうのを、ものすごく良くないと思うんですよね、どれだけ調査したのかってところがすごく大事だと思うんですけども、今から調べますっていう状態で実施設計なり、予算を上げてくるっていうのは違うんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 今、調べているということではなくて、今年度予算を取って、ずっと業者とも打合せしながらやってきてということでございます。それはご理解ください。そういった上で、この500万円というのは今言ったように今後の不測の事態、そういったところも見込んでということでございますので、この500万円・・かからない可能性もありますので、これはあくまで500万円の中で今後の不測の事態を見込んで予算計上したということでございます。

○6番（渡辺文彦君） 今、補正の取り方に対して疑問が出ているわけですけど、僕もこれは、ちょっと今の時期っていうのに対して疑問を感じるころがあるわけです。何でこの事業は・・まだ工事は着手していないわけですから、着手した後でもって、実際、工事を進めてきた段階で不具合が見えて、やっぱり足りないってことでもって補正が上がってくるということであれば3月でも良いんじゃないかと僕は思うわけですね、基本的に。実際に、業者に支払われる金額は、すぐ年内ってことではないはずですから、当然、今の時期・・おそらく起債を上乗せして、ここで資金を確保していこうということでしょうけれども、今、課長のおっしゃるには500万円かからないかもしれないという言い方をされるわけです。でも、か

からなくても起債を起こして借金だけは作っちゃっているわけですね。そういう取扱いの仕方というのはいかがなものかと、根本的に補正のあり方というのが、補正の取り方が間違っているんじゃないかと思うんですけど、いかがですかね。

○統括課長（高木和彦君） 工事にはやっぱり工期がありましてですね、3月27日ということで、3月の議会の時に上げるというのは、その前に発生した場合に、工事が早く進んだ場合とかを考えますと早めの方が良いということ。起債の関係が絡んでくるんですけども、3月に補正してもですね、そのときには起債の対象にはならないんですよ。12月じゅう幾日ですか・・・、起債のこの500万円計上したときの期限になるものですから、そういう背景もありまして、この12月予算に計上させていただきました。

○企画観光課長（高橋良延君） 過疎債についてはですね、500万円ということで今回も工事の財源で取りました。ただこれが、500万円以内でということになった場合は、その使った分のところでの過疎債の使用という形になるわけでございます。

○6番（渡辺文彦君） 僕はね、今回リフォームだから、不測の事態っていうのは分かるんだけれどね、これを先に、ここでもって500万円を議会が認めてしまえば、業者にとってみたら500万の枠が更にもう確保されたと同じなんですよね、僕が業者だったら、あと500万の仕事はやっても良いねということで了解して、ふたを開けてみて本当に、必要かもしれないけれど、必要以上の手をかけて、お金をいただくということもできるわけですよ。

だからね、やっぱり基本的な枠の中で工事はやっていただいて、本当にどうしてもここだけは、予算的に足りないんだってことで上げていたくならば話しは見えるんだけども、やる前から、何が起こるかかわからないってことになるのと、業者にいくらでも、金が余れば金を出しますよって言っているのと、約束しているのと同じじゃないですか。これじゃあ僕はそう考えるんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（高橋良延君） 500万円措置したから、500万円使えるという考えではなくて、当然我々もそこの変更が出てきたら変更要因、変更指示というのがしっかりと精査したうえでやってまいります。そのための工事監理という・・・一方で第3者的なところもありますので、そういったところでしっかり・・・変更、これは必ず、これは必要なかどうかという形での精査は行います。

○6番（渡辺文彦君） その精査された結果ね、仮に追加をやったりやらなきゃいけないなかったってことで精査した結果、工事やるよというときのね、現況と必要な経費というの

が・・・我々工事にかかる前に提示していただけますか。

○企画観光課長（高橋良延君） これはですね、議会の契約案件でございますので、変更になった場合も、変更契約がありましたら、必ず議会の承認が必要になります。そのところで、議会の承認を得て説明はしてまいります。

○6番（渡辺文彦君） 我々、おそらく皆さんは、建築関係素人だと思うんだけど、本当にそれが必要かどうかを、そのとき説明されても分からないものでね、やっぱり事前に、この証拠写真みたいに提示していただいてね、我々がそれを専門家にみてもらって本当に必要ですかって判断する時間を戴かなければ、我々にしてみれば判断できないと思うんですよね。これは細かな話かもしれないけれどね。基本的に今の時点ですべて・・・他の議員もおっしゃっているんだけど、工事がやらない前にやるって・・・本来の補正の趣旨として外れているって僕は思うんだけど、総務課長いかがですかね。この補正予算の取り方っていうのを僕はちょっと疑問視するんですけど。

○総務課長（山本稲一君） 町の予算の取り方としまして、工事を先にやっちゃって、この分足りなくなったから、補正予算で500万円補正して下さいよって、それはルール違反になります。もし、契約する前に、予算がなければ契約とか仕事を進められませんので、工事をやっちゃって、あとで足りなかったから補正っていうのはルール違反になりますので、補正の仕方としては、ルールは間違っていないと思います。

○1番（田中道源君） 前回の臨時会の際に、課長の方からですね、今後の追加の予算っていうのは無い。その中で追加工事っていうのは無いけれども、修理等っていうのはあり得るっていう答弁をいただいたかと思います。今回のボイラーに関しては、改修というよりも追加工事とっていい話だと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 私は、追加工事がないということを臨時会で申し上げたかどうか定かではありませんけれども、今後、そういった改修していくという中では、不測な要素が出てきますよってことは申し上げたと思います、臨時会でも。ですから、今回ボイラーということでありましたけれども、これ追加工事と今ありましたけれども、一方では、1つは修繕的な内容でございます。修繕なのか、工事なのかということでもありますけれど、ここは当然工事の中に一体の工事とみなして追加工事という形で工事請負費に入れましてね、過疎債を財源として、今回計上させていただいたということでございます。

○1番（田中道源君） 今、不測の事態とおっしゃられたんですけども、もう既に、不測の事

態という案件ではないのかなというのが一点ございます。それと、臨時会の時には追加工事というのはございませんと私は聞いております。ですので、今、追加工事として起債が出来るように500万ということなんですけれど、であるならば、最初の7千万近く・・・一番最初の入札の時に3社ほどがですね、同じくらいの金額で出している。その金額でやっても良いんじゃないかというふうに思うんですけれど、そのところはいかがでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） それは、7千万円で・・・工事費を増額してということでしょうか、どういうことなんでしょうか。我々については、どれだけ予算をかけてもということでは考えていなくて、やはり依田邸を温泉施設として、お客様に開業できる、ご利用できるということが一番ですので、そのための施設整備という中で実施設計を組んで、5千万円余りでしたかね、その予算を組んだわけです。ですからその中で、当然入札も行いまして、業者の方に札を入れていただいたということですので、これを入札の金額に合わせて、また、1千万、2千万増やすということでは考えておりませんでした。

○1番（田中道源君） 一番最初の入札が不調に終わったときと、最終的に落札されたときとの金額の差がだいぶある中で、当初予定しているものがちゃんと出来るんですかっていうもののお答えとして、大丈夫だと。けども結果として、ボイラーがダメでした、配管の方がダメでした。最初の方この金額で、5千万で通したにもかかわらず、どんどんどんどん結果としてですね、同じように戻っていくのであれば、なぜ最初から、そっちの方でやらないんだっていうところに落ち着くと思うんです。そして今回の、先ほどの渡辺議員の話にも絡んで来ますけれども、タイミングとしてですね、工事が始まってからわかったこととかっていうのではなく、もう、今の段階でわかっていることをこうやって上がってくる時点で、だいぶ、実施設計にしる、計画がずさんじゃないかなというふうに思うんですけれど、その点はいかがでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 計画もずさんといいますか、我々はしっかりと、当初の中で実施設計、設計業者含めまして、依田邸をどう改修していくかということについて協議して予算を組んだところなんです。実際に詳しい、こういったボイラーの点検調査ももっとしっかりやっていけばという反省、そのところはございますけれども、それは、本年度しっかりと精査した中で、どうしてもこのところは修繕、手直しが必要だというようなところを見込んでおりますので、そのところはご理解いただきたいなと思います。

○7番（高柳孝博君） 3点ほどお願いしたいんですけれど、1点目は5ページ、繰越明許費

の8の消防費、ここの災害対策費のハザードマップ作成事業という、先ほどの説明に中で多分、県の方で作られるという話があったと思うんですけど、町内ですね、今まで津波のハザードマップっていうのは何回か作られていて、レベルが上がるごとに、作り直してやられているようなんですけれど、今回の災害・・・台風の災害なんかを見ますと、河川が切れた場合に大きな被害になっていると、堤防が切れた場合ですね。ちょっとそういったところのハザードマップっていうか、堤防が切れたらどうなるか。例えば、岩科川が切れたらどうなるか、あるいは那賀川が切れたらどうなるか。そこがちょっと見えないものですから、県の仕事ですので情報が無いかもしれませんが、もしそういうのがありましたら、それが一点、無ければ無いで結構です。

それからもう1点、次が21ページ、衛生費のところですね。4款1項1目のところですかね、節が19、この中で賀茂地域第2次救急医療圏地域医療ネットワーク事業というのがあります。これは先ほど、下田メディカルとか今井浜とか、順天堂とかあるんですけど、西伊豆病院っていうのはちょっと聞き漏らしたかもしれません。西伊豆病院の考え方はどういうふうになっているのか、入っていないなら入っていないで結構ですので、短く回答をお願いします。

それからもう1点、25ページ、土木費ですね。土木費の4款1項の港湾管理費の中の19節で、松崎港湾の維持修繕事業というのがあるわけですけど、先ほどの話で、多分旧港のことだと思いますけれど、前寄せられたってのは何か、災害か何か意味があったと思いますけれど、新港の方の浚渫っていうのは、何か県の方で計画が・・・無ければ無いで結構ですけど、もし分かりましたらその3点。

○総務課長（山本稲一君） ハザードマップの関係になります。今回のハザードマップにつきましては、町の方で作成をしますけれども、那賀川については、浸水想定データを県の方から頂いております。岩科川については氾濫の周知河川になっていないものですから、県の方ではやらないといったことで、うちの方の建設課の方で、その氾濫想定調査をいたしました。それらを反映したハザードマップを作るんですけど、土砂災害の関係が来年3月に県の方で、また新たに公表されるということだものですから、それらを全部ひっくるめたものの作成を考えております。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 21ページの賀茂地域第2次救急医療圏地域医療ネットワーク事業の関係でご質問がありました。11月の議会全員協議会でも詳細につきましてはお話しを

させていただきましたが、本年度の補正につきましては、導入費分についての補正となります。その中で、対象とすると第2次医療圏ということで、その救急病院ということですが、下田メディカルセンター、伊豆今井浜病院、西伊豆健育会病院、伊豆東部総合病院この4つの病院がございます。

今回、補正で上げたのは下田メディカルセンター、伊豆今井浜病院分。こちらは導入の準備が出来たということで、今回、補正で上げさせていただきました。伊豆東部総合病院については準備ができていないということ、議員からご質問がありました、西伊豆健育会病院につきましても、既存のIDリンクというネットワークシステムがございまして、こちらのシステムが導入費分を賄うということができるといことがございましたので、来年度、当初予算の方では運用費の方で西伊豆健育会病院分が入ってきますけれども、今回導入費分の対象となるのは、下田メディカルセンター分と伊豆今井浜病院分の2つの病院分ということで、健育会病院分については、今回は除かせていただいたということでございます。

○産業建設課長（糸川成人君） 25ページの7款4項1目の港湾管理費の関係の、松崎港湾維持修繕事業の500万円のご質問でございますけれども、こちらにつきましては、県の土木事務所の方からですね、令和2年度概算要求ということで5,400万円を予定していたんですけれども、そちらの方、前倒して3千万の事業が出来ないかということで相談があったものから、そちらの方の3千万の負担金、3分の1が町の負担金になりますけれども、そちらの方の負担金に対応するために、今回500万円を計上させてもらってございます。

こちらの内容につきましては、旧港の浚渫ということでございます。新港の方の浚渫につきましては、ちょっと時期を忘れてしまったんですけれども、過去に1度、緊急対策ということで浚渫をしているところですが、現在は、今後いつやるのかというような計画は今のところ無いということでございます。

○7番（高柳孝博君） 今、説明いただいたんですけれど、港湾の浚渫に関しましては、新港の方も災害の時とか船がやっぱ入ってくるんじゃないかと・・・そういう意味では、常に浚渫していただいて、使えるようにしていくというのが、当然、防災上も望ましいと思いますので、その辺りを今後、要望としてどう考えて行くか、その辺りの考え方は。

○町長（長嶋精一君） おっしゃるとおりだと思います。元々は新港はそういうふうな役割があったわけですから、それは県の方にも申し出て、お願いをしてきます。

○6番（渡辺文彦君） 繰越明許のところのハザードマップの件について、ちょっとお伺いし

たいところがあります。岩科川に関しては、町の産業建設の方でハザードマップを作成する  
ってことで進められて、これは終わっているんですか、その確認と。

昨日、一般質問のところでもやりたかったのが、うっかり忘れてしまったんですけど、洪水の氾濫ってというのはどの位の基準でもって考えているのか、それを1回確認したいんですけども。

○産業建設課長（糸川成人君） 岩科川の氾濫の関係の、浸水想定業務委託ですけど、12  
月末・・確か25日だったかと思えますけれど・・工期で一応、委託ということで、データの  
方が出ていますけれども、実際の完成ということではございません。そちらの方、12月中に  
完成したデータを基にしてですね、総務課の方でハザードマップを作るということになりま  
す。雨量の方の想定になりますけれど、ちょっと今日、データを持ってきていないんですけ  
ども、中部地区ですね、愛知県から・・そちらの方の中部地区の過去5年間の最高の雨量と  
いうことで、確か12時間雨量で700ミリを超える雨量だったかと思えます。そちらの方の想  
定において、氾濫ということ想定をしていますけれど、ほぼほぼ25箇所氾濫をすとか、  
堤防を越水をしてしまうとか、破堤をして堤防が切れてしまうとか、というような想定はし  
ているところでございます。

○6番（渡辺文彦君） 今、洪水の危険性、24時間で500ミリという、それはそれで、数字と  
して見えるわけだけでも、それが氾濫するかしないかは既存の堤防設備が、それに耐えら  
れるか耐えられないかっていうことだよ。それが耐えられれば氾濫しないし、それ以下で  
も、もしかしたらどこか老朽化していて、簡単に・・もっと少ない量でも決壊するリスクは  
あるってということもあると思うんだけど、今は20何か所かかってくらいってことでもって  
危険箇所が確認されているというんだけど、その辺は当然、十分承知されているってこ  
とでしょうかね。

○産業建設課長（糸川成人君） 雨量の方につきましては、12時間雨量で700ミリを越えてい  
いたかと思えます。ただ、その大量の雨が降ったときにですね、堤防が切れなくても越水と  
いうことで川から溢れてしまうという可能性もありますので、そういうところも想定しなが  
らシュミレーションといいますか、やっているところで、そういった中で25カ所氾濫すると  
か、そういう所が出てきているところでございます。

○3番（小林克己君） 今の関連で質問させていただきます。川が溢れる可能性が、この間の  
台風19号で関東の方とか色々なところで起きていますけれども、下流地域の方に住んでいる

方に大きな影響を与えないように、上流の方でわざと堤防を切って、上の方で貯水とか何か水をプール出来るような形にして、そういう想定もされているという考えはありますか。

○産業建設課長（糸川成人君） 上流側で堤防を切ってというようなお話ですけれども、そちらで上流を切ったところですね、そこがそこで災害が起きるといような形になりますので、そういう想定はしておりません。ただ今後、河川の改修をするとか、そういうときに河川断面を大きくしてですね、その流量が呑めるような河川断面にするとか、例えば貯水池を作るとか、極端な話し、狩野川の洪水枠ですね、ああいうものを作るとか、そういう計画になっていくと思いますけれども、今はそこまで計画の方は進んでいないというところでございます。

○2番（鈴木茂孝君） 23ページの観光費、16節原材料費ですけれど、この20万円っていうのは、どちらに使用する20万円でしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 23ページですね、観光費の原材料費20万円の内容でございますが、長九郎の登山道・・・こちらの階段に用いる木杭ですね、そういったものにこちらの原材料を使用いたします。

○2番（鈴木茂孝君） もう1つですね、28ページです。学校給食費のところでは19節で、幼稚園給食副食費負担金というのについて教えて下さい。

○教育委員会事務局長（深澤準弥君） 今のご質問にお答えします。この前の幼保の保育費が無償化になった関係で、給食の主食費と副食費の方がございまして、そちらに対する副食費に対する手当を町の方で負担するという形になっておりますので、所得制限等々ございまして、そちらで町が支出しなければならないということに関連したもので増額しているものでございます。

○2番（鈴木茂孝君） 幼稚園の保育費が無料になっている中で、おやつのお金も町で負担しなければならないっていうことなんでしょうか。

○教育委員会事務局長（深澤準弥君） お示しのとおりですね、町の方で負担するようという事で、国の方から・・・。

○5番（深澤 守君） 依田邸の改修費の500万円についてお尋ねしたいんですが、これの500万が出てくることに対しての、今までの過程の部分が説明をされていない部分も多々ありますので、関連の質問をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（藤井 要君） はい、どのようなことでしょうか。

○5番（深澤 守君） まず、1点目なんですが、第1回目の不落について、金額が折り合わなかった。それについて、自分たちが作った見積書と比較して、なぜ不落になったかっていうことは検証されましたか。

○企画観光課長（高橋良延君） 不落の原因ということでございますけれども、実際に業者が積算する・・例えば人工がどの位とかっていう設計の明細までは、こちらではございませんので、そういった詳細は把握できません。当然、見積もりの価格とか、そういったものについて、業者の方の見積もりとこっちの見積もりがどうだったかということの・・向こうの価格はわかりませんが、こちらの再度の見積もりの単価等々については、当然見直しはいたしていたということでございます。

○5番（深澤 守君） 先ほどのですね、田中議員の質問にもありましたけれど、町長が言ったように、最初の金額が5,900万だったわけですね。これ、入札ベースですので、これ消費税入れると、6千5~600万になりますよね。当初で出していたのは5千万円以上ということ、これは差額が1,400万余りあるわけで、これって見積もりとか単価の問題ではなくて、普通に考えれば積算の問題・・元々の予算の出し方の問題ではないかというふうな認識を持つんですが、その辺、町長、積算の誤り、予算の出し方に問題があったっていう認識はございますか。

○統括課長（高木和彦君） 予算を作るときにですね、今回のやつは、道の駅パーク構想の中の金額っていうのが元々の金額が中心になっていて、平成30年度に実施設計を発注するわけですが、発注者側とすると、設計士の方にこれだけの金額を・・予算を用意しているから、その中でやってくれよということでやるわけです。

建設工事とか設計を見ますとですね、設計士さんっていうのは見えない部分、河川のコンクリート工事だとかそういうところっていうのは、ブロックが一個いくらで、ぽんぽんとくるわけですが、建築工事っていうのは色々な細かい部分がありまして、例えば窓を1つ直すにしても、建具屋さん3社から見積もりを取って、その金額の最低価格でやりますけれども、土建屋さんは土建屋さんの方で色々な設計をしますので、設計士が見積もった金額と施工者が作ってくる金額が差があるというのは、やっぱり現実にあるものですから、そこは理解してもらいたいと思います。

先ほどの質問の中で、予算を増やしちゃうと、必然的に全体が増えるよという話しがちょっとありましたけれども、そういうことは決してなくてですね、1回工事が始まると、例え

ば、ここのビニールクロスを赤いクロスをやろうとしたときに青いものにしたと、そうすると100円高くなりますよといえ、それは設計の変更指示書というやつを作って、ここの部分がこれこれこう変わりましたから何万円増えますとかという決裁行為を繰り返して、きちんとしたものとして変更設計するわけですから、予算を増やしたから、そのまま工事費が増えるってことはありませんので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○5番（深澤 守君） 今の統括の答弁だとね、最初に予算を決めてね、それに合わせて物を作れって話しに聞こえるんですよ。けど今回の依田邸の場合は、実施設計をして、それに業者だとか自分達が持っているデータを積算して、それで、いくらいくらの予算がかかるからそれを本予算に上げるという方法を取るべきだったのではないですか。最初に枠で5300万示されたから、コンサルタントが5300万を作ったからそれにあわせて、依田邸の改修をするって話ではないと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） そういうわけじゃなくてですね、一番最初に道の駅パーク構想で大体の全体金額があって、これについて大体これくらいってやつをやっていると思うんです。その中で5,300万円があって、発注する側からすると実施設計する方に、このくらいの物をこのくらいの金額で作りたいから、こういう設計をして下さいよってやるわけです。それをしませんが、設計士がじゃあ1億円のものを作ってくるとか、そういうことになっちゃうわけですから、発注するとき設計士の方に大体このくらいの、建物を改修する予算がこれだけ考えていますから、これで収まるような設計をして下さいよって委託はするわけです。

○議長（藤井 要君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時55分）

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時02分）

---

○議長（藤井 要君） 質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） もう一度、改めて確認させていただきたいんですけど、結局いろいろお話を伺っている限りだと、この500万円の補正を認めていただかなければいけないっていうのは、過疎債を使いたいってことが1つ理由があって、また、来年の5月ですか、オー

プンに間に合わせるってことが大きな前提になっていると思うんですけども、これ仮に5月のオープンではなくて8月のとかってことにしたら、どのような支障が起こるのか、その辺を確認したいわけですけど。

○企画観光課長（高橋良延君） 施設の工事につきましては、あくまでも年度内完成でございます。そうしないと、いわゆる過疎債、今、3,800万ですかね、今後500万円を含めると4,000万円余り、この過疎債が全て受けなくなるというようなことでございますので、あくまでも年度内完成で開業できるようなことでやっていきたいというようなことでございます。8月というようなことでありますけれど、我々とすれば極力、やはり、かじかの湯とのバランスもあります。かじかの湯から旧依田邸に移行するというのが、ある意味1つの目的でもありますので、それはなるべくタイムラグを少なくする、かじかの湯の営業の廃止と旧依田邸の営業の始まり、こここのところの期間を短くするということがありますので、8月になるとそここのところはかなり長くなってしまうと、温泉がない期間が長くなってしまおうということになるわけです。

○6番（渡辺文彦君） 今の話ですと、5月に開業ってことにならないと、既に申請をしている3,800万の過疎債も使えなくなるということだという話だと思うんですけども、仮に500万の追加分の補正を認めないで、3,800万の中でもって5月開業ということはできますか。

○企画観光課長（高橋良延君） ちょっと、私の答弁で修正させていただきます。過疎債については、今、確認しました。繰越については認められているということでございます。従いまして、過疎債については繰越事業であっても、そこは認められるということです。ただ、過疎の申請の時期というのは、この12月がリミットでございますので、これ以降の過疎債、これの申請については、この年度のところでは認められないということになります。ちょっと訂正させていただきます。

○6番（渡辺文彦君） 今、訂正部分は確認したんですけども、3,800万でもって年度内で完成する場合に、仮に今回、心配して出てくる補正は、追加の工事が出てきた場合のことだと思うんですけども、それは、過疎債が使えないってことでもって、一般財源からの充当でことになるという認識でよろしいですかね。

○企画観光課長（高橋良延君） 500万円の関係ですね、この財源。今の12月の時点ですと500万円は過疎債、これ以降については全て一般財源、その負担になるということでございます。よろしいでしょうか。

○7番（高柳孝博君） 今の説明があったわけですが、今、500万というのがボイラーの  
ところの機器を替える可能性があるよということです。要は、過疎債を12月までに取らな  
ければ、その部分が入ってこないよ、残りの3,800万は過疎債、例えば出したとして工事を  
進めたとして、そのときにオープンができないよ・・要するに温泉がない、オープンとい  
うのが起きるといふこと何でしょうか。そのところは、もし、やらなかった場合。

もし、一般財源でやれば、過疎債がダメだったら、今、ここでダメだったら12月以降にも  
う1回議決して、お金を付けて工事をやると、そうしなければ温泉は通らないってこと  
ですね、もし、そういうことになった場合にね。そういうことで、もし、過疎債、一般財源が  
できないうちに工事を発注しているときには、そこは入っていないから、工程的に入ってい  
ないから着工できない。使えないから、温泉が使えないまま動くという考えで良いでし  
ょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然、予算がないと執行できませんので、予算がないものを  
このボイラーのところ、具合が悪くなったから出来るということではございません。あく  
までも予算がついて、そこで執行ということでございます。

それから、ボイラーのところについては、開業を5月を目途に考えていますけれど、やは  
りそこを直さないと、開業のリスクというのは非常に我々あるというふうに考えており  
ます。ですから今回、必要なこととして予算を計上して、ご承認いただきたいというこ  
とでございます。

○統括課長（高木和彦君） ちょっと言わせていただきたいんですけども、この予算書につ  
いて、例えば1つの予算書についての予備費があったりですか、建設工事については災害  
があったために何百万円を要するってことがかなりあります。今回、11月ですか、この工  
事につきましては、1回不落ということがあって落ちませんでしたけれども、2回目にやっ  
て、工事が発注して今、動いているわけです。その中でですね、これから工事を進んで  
いる中で、もし壁を落としたときに中の柱が腐っていたらどうしよう、ボイラーがダメにな  
っていたらどうしよう、そこについて、予め先手をうって予算を付けるっていうのは、  
僕は間違っているとは思わないんです。そうもしないと、なんか修理が出るたびに議  
会を開いて今回30万円出して下さい、50万円出して下さいっていうもんじゃないと思  
うんです。やっぱりその辺は、僕らも500万円を計上したから、500万円を今の契  
約額にぽんと足せてというわけではなくて、増やす部分については業者から報告書  
があって、うちの方で内部の積算を

して、監理する設計士がもう1回数字を直して、それでどうかということで決裁という行為をやって、増やしたり減らしたりします。この中でですね、今その500万・・・過疎債の話しになってしまうかもしれませんが、良いものを作るときに、そういうことが出てくるんです。例えば、これが予算がふんだんにあってですね、1億円の予算が元々ありましたと。設計してみたら、実際やって見たら5千万余りました。だから、そこで5千万使うのではなくて、そこはやっぱり1円でも2円でも町のお金ですから大切に使います。僕らがこれを無理強情7千万にしたというのならば、こうやってもめるでしょうけれども、業者が7千万円の札を出してきた、それを5千万でおかしいどうのこうのですけども、増えたらおかしいですけども、それくらい安いお金できたら、なんか問題があるのかなと思います。

○町長（長嶋精一君） 町としてはですね、当初から一切の瑕疵はございません、これは明確に言っておきたい。我々は、この本件についてはですね設計士に委託したわけですよ。設計は色んな業者があって、町の業者が受けたんだけどね。そこまで我々は、正統的にやっているんです。あとは設計の方が業者に入札させて、それで最初不落だったわけですね。それから現在に至っているわけです。しかしながら、我々はそこに介入できないんですよ。どういうふうになっているとか・・・、いや笑っちゃダメだよあんだ。あのね、もう少しですね、前に進むってことに対して何て言うんですかね、町に少しでも協力しようかという、我々が瑕疵があるんなら、それは突っ込んでもらっても良いですよ。しかしながらですね、みんな善意で正しいと思うことをやっているんですよ。思ってるんじゃないくて、正しいことをやっているわけです。それについては、理解を示してもらいたいなとつくづく思います。これではね進みませんよ。

○8番（土屋清武君） 今、町長がね、町には全然責任は無いと・・・。

（○町長（長嶋精一君）「無いです。」）

○8番（土屋清武君） 委託業者にね、設計士がやった・・・、入札もそっちでやって、町の方は関係ないみたいなことを言ったけれどもね、入札は町がしたんでしょう。業者を指名して、委託設計者も町の方で指名して、委託設計を入札させたんでしょう。そのところをまず始めにちょっとお伺いします。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然町が発注したわけですから、町が事業主体ですけども、その設計、契約、手続き上、それが問題は一切ございません。そのことを言っているわけです。そこに何か問題があれば、当然、我々の方は指摘を受けるでしょう。でもそのと

ころで、じゃあ何かあったのか、そういったところは一切ございません。そのところは申し上げたいと思います。

○8番（土屋清武君） そのことを聞いているんじゃないよ。入札は町がやるもので、入札したんでしょ。いかにも設計の委託業者が悪いようなことを言うけれども、その業者だって町が指定して入札に参加させたんでしょ。設計者から出来上がった設計書を見て、それで、設計がどれだけの事業量か、工事量だか、職員は皆チェックするでしょう。それが出来なくちゃ今度、検査なんかできないでしょう、出来上がったときに。設計者が\*\*\*\*で塗ることがここまでの仕事だと、今回の工事については、塀でもパイプでも良いですから、ここまでの工事が入っていますということを職員はチェックするわけでしょう、設計書から。だから、この分は抜けている。確かにどうも聞くと、ボイラーの部分は前回の中には入っていなかったというようなこと。それをはっきり初め説明をして、今後については、この工事は入っていませんと・・・前の人に言えばはっきりしていたわけです。先ほどの説明だというと、一切、設計だって業者がやったんだから関係無い。関係無いじゃないよ、発注した町の方が責任があるんですよ。入札だってそうでしょ、そこら辺どう思います。

○統括課長（高木和彦君） 例えば、ブロック積みが100平米やる、単純なことでしたら図面を見たらわかると思いますけれど、こういう補修工事の場合には、やっぱりどうしても落ちることがあります。確かに落ちがあった、何かを出てきた設計書でみて、確認できれば良かったんですけど、そこは設計士さんも落とした、我々も落としていた部分があるかも知れません。そういった点では、そういうことはあり得ますので、当然そういう場合は変更設計ですとか、そういうことを協議してやるわけですから、当初の設計の中に、それが載っていなかった、それがとんでもない間違いだっていうふうにされてしまいますと身動きがとれなくなりますので、そういうことがあることはご理解いただきたいと思います。

○8番（土屋清武君） 統括課長、それはわかる。だから、それについて設計が来た場合に、この辺についてはどういうふうに見ていますかということをお聞きください。みんな設計者に聞くんだから、設計者に。そうしないと検査が出来ないよね。そういうところをね・・・これは入っていませんとか、これは取り外してみたら思ったより痛んでいるからっていうことはありますよ。そういうときは設計変更で出来るんだから。こういう補正予算でも組んでもねっていうことでもなく、そういうことは設計変更で出来るんだから、軽微なものは。そういうことを言っているんですよ。

○統括課長（高木和彦君） 土屋議員にそこだけご理解いただければ、私どもも嬉しいです。ですから、そういうこともあってですね・・・変更したときに・・・今、5,100万円だか・・・近い契約になっていますけれど、そういうこともあり得ますので、安全を見てといたしますか、そういうことも想定されますので、500万円を追加させていただきたいという説明をしているわけです。

そこについては皆さんの・・・これからも他の公共工事っていうのは色々出てきます。今回、私どもも全体の道の駅パーク構想の中で1億どんかいという全体の金額が決まっている中で、依田邸については5,200万円をかけようと思われている枠の中ですね、その中で納めようとして努力してはいたしましたが、もしかするとそういう突発的なことがでるかもしれないから、500万円を計上させていただきたいということで、それについて、ちょっと、動き・・・動きというか雰囲気を見ていますと、修正するみたいな雰囲気をちょっと感じたわけなんですけれども、これからの他の工事でもこういう形は出てきます。松崎町、大きい工事・・・診療所にしても、道の駅、依田邸もありますけれど、僕らも1回、こういうその設計の中に載っていないという先ほどの土屋議員のこともありましたので、診療所について、何にしたってやりますし、1つ考えているのは、1つの設計士だけに出しても不十分な場合もあるかもしれませんから、それをもう1回チェックするような形の委託なんかもできないかなんていうのも中ではいろいろ考えています。本当にあれだけ古い、何年か使っていなかった建物です。その中でですね、もしかすると平成30年度に設計委託を出して、それから1年以上経って、台風があったり何かして、窓が追加してダメになっているとか色々あると思うんです。そのたびにですね、じゃあ100万円の補正予算、200万円の補正予算じゃなくて、まとめたお金で500万円ということで、今のタイミングでしたら過疎債も使えるってこともあって、やっているわけですから、その辺いろいろなこと、全体的なお金の背景、10万だって20万だって安く、なるべく負担が少ない方が良いに決まっているんですから、そのこのボイラーの配管がどうのということだけでですね、これは否決することだけはないようお願いしたいと思います。

○6番（渡辺文彦君） 僕はね、今回これがこれくらいもめる・・・ある程度もめるだろうと、予想はしていたんですけども、もめる根本っていうのは、基本的にこの間臨時議会でもって、入札の工事の承認を得て、すぐにこうやって出てきた期間的な短さだったと思うんですね、おそらく。だから、入札の結果の承認のときに、今後、こういうことも考えられるんで

すっていうことを事前に自分らが承知していれば、割とこの件は受け入れやすかったとは思うんだけど、この辺に対する町側の説明が不十分だったんじゃないかなと僕は思うわけですけどね。その辺に対しての、やっぱり皆さん、田中議員なんか特にこの時期にまたすぐについてという言い方をされていますからね、おそらくそういうことが一番の原因だと思うんですよ。それに対してやっぱり落ち度があったような気がするんですけど、その辺の認識はいかがですかね。

○企画観光課長（高橋良延君） 臨時議会におきまして鈴木議員からですね、今後何か出てきたら、改修とか別の変更の工事が出てきたらどうしますかというようなご質問がありました。そういう中で我々は、今後、施工をやっていく中で、やっぱり見えない部分、そういったものもありますという中で、補正予算にて今後対応してまいりたいと思いますということでご答弁させていただいたと思います。その期間の短さ云々というのはあるかもしれませんが、今回、このボイラーの関係、それから施工する段階でのそういった不測の事態、この2点、これを見込んで500万円という必要な予算として計上したところでございます。なおかつ、そこは全額過疎債を当てるということで、極力町の負担を少なくするという形でやっていきたいというようなことで考えているわけでございます。

○7番（高柳孝博君） 私も設計の経験がありますが、設計者は常にリスクを負っています。積算の精度がどこまであるか。何処までやっても、精度っていうのは、なかなか難しいところがあって、当然そういう瑕疵が出る可能性はあるわけですけど、今回の場合、工事をやった場合に、例えば何か出た場合に仕様書にはそのところうたっていないわけですので、当然、入札の中にも入っていません。従って、そのところで工事を1回止めるとか、そういうような格好になって、新たに設計変更を起こして、さらにお金がかかれば、予算をとおして、それから工事ということで、それが例えば、3月まで間に合わなかった場合には、残りの3,800万が、過疎債が・・まあ、引継ぎができるって話だから、それが後ろにいて、工程は完全な完成じゃなくて、温泉のボイラーがもしダメだったら、ボイラーが使えない温泉を動かすと、そういうことになるのでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） ボイラーをそのままにして、開業をするということは、そこは非常に開業リスクがあると考えておりますので、それを直さないで開業するということは、今のところ想定はしておりません。

○町長（長嶋精一君） 議長すいません、記者席で新聞を読むのを止めてもらえますか。がさ

がさ音がして迷惑です。

- 議長（藤井 要君） あの記者さんに申し上げます。新聞を読むのはね……。気をつけてもらいたいと思います。

他に質疑ありませんか、質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います  
が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

（「議長」と叫ぶ者あり）

- 1番（田中道源君） 本案に対する修正動議を提出したいので休憩を求めます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤井 要君） ただいま、田中君から修正動議を提出したいという申し出があり、所定の賛同者がありますので、動議が成立しました。

暫時休憩します。

（午後 2時24分）

- 
- 議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時28分）

- 議長（藤井 要君） 議案第81号につきまして、田中君他1名から、お手元に配布しました修正動議が提出されました。この動議は1人以上の発議者がありますので成立いたしました。従いまして、これを本案とあわせまして議題とし審議します。

提出者から趣旨説明を求めます。

- 1番（田中道源君） それでは、修正案を提出させていただきましたので、読み上げさせていただきますと思います。議案第81号令和元年度松崎町一般会計補正予算(第4号)に対する修正動議。上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第1項の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

修正内容、歳出6款1項3目15節の旧依田邸温泉施設改修工事500万円を削り、歳入21款1項4目1節の商工債500万円を減額する。

修正理由、旧依田邸温泉施設改修工事500万円は、既に発注済みの同工事費予算を500万円増額する内容のものであるが、本工事の入札においては、初回の入札で予定価格とおおよそ

千五百万円の開きがあり、入札不落となった経緯がある。再度の入札においては、落札となり、11月22日の臨時会において工事請負契約を承認したものであるが、当局からの説明では、必要な工事内容は全て含まれており、修繕等はあっても追加工事の予定はないとのことであった。しかしながら今回の補正計上は工事契約後わずかな期間で、かつ当初の工事が着工されていない中での工事費追加は疑問である。よって、町民が十分理解できない予算を認めることはできない。以上です。

○議長（藤井 要君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより、修正案に対する質疑に入ります。

（○町長（長嶋精一君）「議長、ちょっと内容が違っている。内容が違っている」）

（○統括課長（高木和彦君）「そこを、言わせて下さい、議長。」）

（○町長（長嶋精一君）「理由、内容が違っている。理由を説明・・・。」）

（○1番（田中道源君）「11月の審議のときの・・・。」）

○議長（藤井 要君） これより、修正案に対する質疑に入ります。質疑を許します。

○7番（高柳孝博君） 今、当局側の説明の中で、ボイラーに何かあった場合の\*\*\*、要するにサービスをすることは考えていないという話で、ということはボイラーがないと、当初の期間が当然エスできないということなんです。まあ、それは期間においてやればいいのかもしれないけれど、そのときに、その3,800万っていうのは、後ろになって起債されると。ただし、その工事をやらなければならないので、翌年度に例えば、起債を3月になら3月にして、その工事がもしあった場合には起こしてやって、そして議会にそれを、予算を出してそこで決議して、それから着工ってことになるので、工程的に・・・今、オーダー出している工事・・・オーダーってのは、当然遅らせなければならない。そこら辺の設計変更とか何か考えられるのかどうか、それが1点。そのリスクを提案者は考えているのかどうか。

それから、すぐに提案されたということですがけれど、あとで、そのことがわかったから、その方が良いよということで提案をされてきたわけですがけれど、それが後ろになっちゃったら、また同じような考えで提案したものが通す考えでいらっしゃるのか。私は、もし同じであれば、早くそれを通してスムーズに動かしてやる。工事側も安心して動ける。当局側もお金の心配もなく動けるというふうに考えるわけで、その2点をどのように考えているのでしょうか。

○1番（田中道源君） すいません、1点目の方は、ちょっと、もう1度説明いただきたいな

と思うんですけれども、2点目の方はですね、今回の出した理由としましては、11月22日に審議があったときにですね、その当時、審議をとった際、その予算の中で、当初満足いくものが出来る予定だという中で、修繕等のことで追加というはあるかもしれないけれども、追加工事という形では無いという説明を当局からいただきました。それを基に賛成をしたわけですが、まだ1ヶ月も経たない中ですね、このように補正予算が上がってきて、しかも、なおかつ、ボイラーの件、配管の件、また先ほどの話しの中では、ガラスの・・・台風のときだとかって話もありましたけれども、そもそもその辺のことを踏まえた上での5千万の予算だったんじゃないかというふうに思うわけです。その中で、あそこの予算を通した中で、それ以上の追加が、あとからあとから来るっていうものが通るようなことでは、これから先、大きな・・・診療所の件であったり、天城山房の件であったり控えておりますけれども、同じようなことが起こってはいけないと思います。ですので、スケジュールが間に合うのかどうか、それより前に、この上限がいくらっていうところを決めて予算通しているものを、まだ1ヶ月も経たないうちに、こうやって上がってくることに對して、反対しているものでありまして、最悪の場合、これが1年延びても、それはいたしかたのないことじゃなかろうかと、そのように考えています。1点目の件はもう一度説明いただきたいなと思います。

○議長（藤井 要君） あ、先ほど高柳さんが、質問がありましたけれど、その質問は当局の方に問うているような内容であります。

○7番（高柳孝博君） 当局が言ったことに対して、田中議員がどう思っているかを聞いている・・・。

○議長（藤井 要君） じゃあ、もう一度、田中議員がわかりやすいように説明して下さい。

○7番（高柳孝博君） 当局は、ボイラーの工事でもし何かあると、そこで工事ができないから、年度末までに完成できないから、そこではオープンできないよということを言っているわけですね。そういうことでしょ。それで、もし、やろうとすると、もう1回、当然予算を立てて、議決してやらないと工事ができない。だから、もし、もうわかった時点でやるならば、3月までの間にその瑕疵が・・・積算上無かった工程が出てきたら、これをやらないと、エスさせるには出来ないよということになると、そこをもう1回、議会にかけなければならぬわけですね、予算を取るために。そのリスク、それ対応出来ないといっている部分・・・だから、もしそれが、そのままやろうとすると、ボイラーがないままの温泉っていうのをエスさせなければならない。もし、そういうことになるよりは、当然、最初からリスク

を考えて、そういった場合でもボイラーの工事ができるから、エスというときには、既にボイラーが動いているということを出れると思うんだけど、そこが出来なくなるリスクというのもそれはしょうがないと思って見ているのか、そこを聞いている・・・もしわからなければまた説明します。

○1番（田中道源君） その話でしたら、先ほど説明したので答えになっているかと思うんですけど、万が一工事が間に合わなくて1年後になったとしても、それはやむを得ないことではなからうかと思っております。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありますか。

（○統括課長（高木和彦君）「議長、特別にすみません。」）

○議長（藤井 要君） 統括、どのような。

○統括課長（高木和彦君） こちら正式な書類で・・・修正理由ってありますので、この部分に疑問があるものですから、そこは聞きたいんですけど・・・。

（○5番（深澤 守君）「当局の発言、いいの、それ・・・。」）

○議長（藤井 要君） 瑕疵があるというんだから・・・。

（○町長（長嶋精一君）「本人に質問・・・。」）

○議長（藤井 要君） 何が質問、ちょっとこっちへ持ってきてくれる。

（○統括課長（高木和彦君）「はい。」）

（○統括課長（高木和彦君）「さっき、あの鈴木議員にも確認しましたがけれども、ここのところ、僕ら前回の時に、足りないときに補正しますよって言っていますよ。」）

（○町長（長嶋精一君）「修正理由がおかしいから、言っているんだよ。」）

（○統括課長（高木和彦君）「鈴木議員、さっきの話の中で、僕らこの間の契約のときには、足りないときには補正しますよっていう話をしているじゃないですか。」）

（○2番（鈴木茂孝君）「ボイラーとは\*\*\*。」）

（○統括課長（高木和彦君）「ボイラーとは\*\*\*。」）

（○5番（深澤 守君）「修繕のものについては追加はするけど、追加工事についてはしないとっていますよ。見解の相違\*\*\*。」）

○議長（藤井 要君） ここで、議論を・・・。

(○統括課長(高木和彦君)「ここしか、議論の場所はないもんですから。」)

○議長(藤井 要君) まあ、これ粛々と進めるしかないかなとは思いますがね・・・。

(○統括課長(高木和彦君)「こんながですよ\*\*。」)

○議長(藤井 要君) 進めて、反対者は反対、賛成者は賛成ということでやるしかないかなと思えますけれどもね。

(○統括課長(高木和彦君)「議長、そこは・・・。」)

(○5番(深澤 守君)「問題ですよ、今の行動・・・。」)

(○町長(長嶋精一君)「修正理由がおかしいから、言っているんだよ。」)

○議長(藤井 要君) じゃあ、今日はアレですか、散会して・・・起こしてもらいますか・・・。

いままでの発言を字起こししてもらいますか。

(○5番(深澤 守君)「いや、やりましょう。」)

○議長(藤井 要君) いろいろとあると思えますけれども、最後の決は議員さん皆さんの決断ということで、お願いしたいと思えます。他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 異議なしと認めます。

よって、修正案に対する、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。原案です、元の案。この500万の修正はなくて、元のやつです。

(○町長(長嶋精一君)「議長、ちょっとさあ、修正案がね、おかしいと僕ら思っているもんで、それは言わしてよ。修正案が・・・。」)

(○5番(深澤 守君)「もう、縮めたでしょ。」)

(○町長(長嶋精一君)「修正案がおかしいと思っている。縮める、縮めないじゃなくてさ、おかしい。」)

○議長(藤井 要君) 暫時休憩します。

(午後2時39分)

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 4 3 分）

---

○議長（藤井 要君） まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（高柳孝博君） 私は本案の原案に対して賛成いたします。というのは、これは積算をした後で見つかった工程でありまして、そういったことがあるといけないという工事の遅延を招く・・中には遅延工事もいいじゃないかという人もいるかもしれませんが、せつかく計画を立ててやろうとしている、目標を立ててやっています。オープンの期日も決めてやっています。それに向けて完成させようとするのは当然だと思いますし、それから、このお金の使い方も、過疎債を使うのであれば安くできるということも考えられますので、一般財源にわざわざ組み込まなくてもいけるのであれば、そこを今やれば、スムーズにいければ早く、それを、どうせ1年遅らせて賛成しておとなしくやるのであれば、今、賛成して工事を進ませる、私はその方が良いと思いますので賛成します。

○議長（藤井 要君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

原案及び修正案、反対討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

○2番（鈴木茂孝君） もともこの計画というのは、過疎債の申請期限の12月上旬というのがわかっているならば、それに合わせて計画を進めるべきであり、本来であれば、改修工事を既に始めていて、そして開けた結果、ここが悪いからこのくらいの金額で追加して欲しいというようなことが出るべきだと思います。それが、まだ出ない段階で、このようなことをやるのは、まだ早いと思いますし、この実施設計自体にいろいろと不備があって、まだこれからも出るかもしれないという状態では、私はこの原案には賛成しかねます。よって、修正案に賛成いたします。

○議長（藤井 要君） これをもって討論を終了します。

これより議案第81号 令和元年度松崎町一般会計補正予算（第4号）についての件を挙手により採決します。

まず、本案に対する田中君他1名から提出された修正案について採決します。この修正案の

とおりに決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（藤井 要君） 挙手多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（藤井 要君） 挙手多数であります。

よって、修正した部分を除く部分については原案の通り可決されました。

暫時休憩します。

(午後 2 時 4 7 分)

---